

平成30年岳南排水路管理組合議会定例会（10月）会議録

平成30年10月17日（水）

1 出席議員（9名）

2番 小山 忠之 議員
3番 前島 貞一 議員
4番 須藤 秀忠 議員
5番 小松 快造 議員
6番 佐野 智昭 議員
7番 杉山 諭 議員
8番 山下 いくみ 議員
9番 萩野 基行 議員
10番 中村 憲一 議員

2 欠席議員（1名）

1番 松本 貞彦 議員

3 説明のため出席した者（9名）

管 理 者 小長井 義正 君
副 管 理 者 仁藤 哲 君
監 査 委 員 山田 充彦 君
富士市上下水道部長 山田 教文 君
富士市産業経済部長 成宮 和具 君
富士宮市水道部長 惟村 克巳 君
局 長 渡辺 孝 君
参事兼施設課長 田中 秋仁 君
総務課長 高野 新次 君

4 出席した事務局職員（4名）

庶務係長 根上 忠記 君
管理係長 小泉 大輔 君
庶務係主査 渡邊 友貴 君
庶務係主事補 佐野 光則 君

5 議 事 日 程 (第1号)

日程第1 議長選挙について

6 議 事 日 程 (第1号-2)

日程第1 副議長選挙について

7 議 事 日 程 (第1号-3)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

日程第5 認第1号 平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について

日程第6 議第3号 平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算に
ついて(第1号)

日程第7 議第4号 岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議第5号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

午前10時 開 会

○局長（渡辺 孝君） ここで、本定例会に欠席する議員をご報告いたします。松本貞彦議員は所用のため欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告をいたします。

会議に先立ちまして、本日、議会開催中に、管理組合の広報用及び報道機関の写真を撮らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

本定例会は、当組合議会議員の改選後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、小山忠之議員が年長議員でありますので、ご紹介をいたします。小山議員、議長席へお願いたします。

（臨時議長、議長席に着席）

○臨時議長（小山忠之議員） ただいまご紹介いただきました小山でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 議長選挙について

○臨時議長（小山忠之議員） 日程第1 岳南排水路管理組合議会議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法についてご意見を求めます。

○10番（中村憲一議員） 議長。

○臨時議長（小山忠之議員） 10番 中村憲一議員。

○10番（中村憲一議員） 当組合議会の議長は、今まで富士市選出議員のうちから選出をしております。今回も同様に、議長は富士市選出議員のうちから選出願いたく、富士市議員さんのご相談により指名推選されますよう、お取り計らい願います。

○臨時議長（小山忠之議員） ただいまお聞きのとおり、議長については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありました。さよう決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

それでは、富士市選出の議員の方々のご相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時3分 休 憩

午前10時8分 再 開

○臨時議長(小山忠之議員) それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、どなたかご相談の結果のご報告をお願いいたします。

○6番(佐野智昭議員) 議長。

○臨時議長(小山忠之議員) 6番 佐野智昭議員。

○6番(佐野智昭議員) 富士市議会の議員で検討させていただきまして、引き続き松本貞彦議員にお願いしたいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長(小山忠之議員) お聞きのとおり、議長に1番松本貞彦議員をとのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました松本貞彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって松本貞彦議員が議長に当選をされました。

ただいま当選をされました松本貞彦議員が議場におられませんので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知を、後日、本人に文書でいたします。

ここで議長選挙後の議事日程を職員に配付いたさせますので、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時11分 再 開

○臨時議長(小山忠之議員) 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第1 副議長選挙について

○臨時議長(小山忠之議員) 日程第1 岳南排水路管理組合議会副議長選挙を行います。

副議長選挙の方法についてご意見を求めます。

○10番（中村憲一議員） 議長。

○臨時議長（小山忠之議員） 10番 中村憲一議員。

○10番（中村憲一議員） 副議長につきましても、議長と同様に富士市選出議員から選出されておりますので、今回もそのようにお願いをしたいと思います。

なお、選挙の方法につきましても、指名推選によりお願いいたします。

○臨時議長（小山忠之議員） ただいまお聞きのとおり、副議長については富士市選出議員のうちから選出を願い、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありました。が、さよう決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって副議長選挙については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法については指名推選で行うことに決しました。

それでは、富士市選出議員の方々のご相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時15分 再開

○臨時議長（小山忠之議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

それでは、どなたか、ご相談の結果をご報告願います。

○9番（萩野基行議員） 議長。

○臨時議長（小山忠之議員） 9番 萩野基行議員。

○9番（萩野基行議員） 今、富士市議会の議員にて相談させていただきました。その結果、杉山諭議員を推薦いたします。

○臨時議長（小山忠之議員） ただいまお聞きのとおり、副議長に7番杉山諭議員をとのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました7番杉山諭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よってただいま推薦されました杉山諭議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました杉山諭議員が議場におられますので、本席から会議規則第18

条第2項の規定による告知をいたします。

杉山諭議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○7番（杉山 諭議員） 議長。

○臨時議長（小山忠之議員） 7番 杉山諭議員。

○7番（杉山 諭議員） ただいまご推薦いただきました杉山諭です。本議会が活発に、さらに円滑に進みますよう、議長を補佐してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（小山忠之議員） 副議長就任の挨拶を終わります。

これで私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

副議長、議長席へお着き願います。

（副議長、議長席に着席）

○副議長（杉山 諭議員） それでは、議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

お手元に配付いたしてあります議事日程に従い、会議を続けます。

日程第1 議席の指定

○副議長（杉山 諭議員） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。

議席については、ただいまご着席願っております議席とし、その番号及び議員氏名を局長から報告いたさせます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） それでは、議席の番号及び議員氏名をご報告いたします。

1番 松本貞彦議員	2番 小山忠之議員
3番 前島貞一議員	4番 須藤秀忠議員
5番 小松快造議員	6番 佐野智昭議員
7番 杉山諭議員	8番 山下いづみ議員
9番 萩野基行議員	10番 中村憲一議員

以上でございます。

○副議長（杉山 諭議員） 報告を終わります。

ただいま報告いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（杉山 諭議員） 日程第2 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

3番 前 島 貞 一 議 員

5番 小 松 快 造 議 員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○副議長（杉山 諭議員） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、本組合議会議員の任期が去る9月30日に満了となったことに伴い、富士、富士宮両市に組合議員の選挙をお願いいたしましたところ、本組合議会の前任議員の方、あるいは岳南排水路について特にご造詣の深い方が選出されましたことはまことにご同慶の至りでございます。

また、先ほどの正副議長選挙におきまして、議長に松本貞彦議員、副議長に杉山諭議員が当選をされ、まことにおめでとうございます。

今後とも岳南排水路の管理運営につきまして、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、ご審議を賜ります議案の概要につきましてご説明申し上げますが、詳細につきましては、後刻、事務局から説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

最初に、報第1号専決処分の報告についてでございますが、平成29年8月18日に発生しました公用車による交通事故の損害賠償の額の決定及び和解につきまして、専決処分をいたしましたので報告をするものでございます。

次に、認第1号平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入が6億3,745万円余、歳出が5億9,730万円余であります。歳入を前年度と比較しますと1,773万円余、率にしまして2.9%の増となっております。これは使用料及び繰越金などが増加したことによるものです。

使用料収入の基礎となります排水量の動向でございますが、平成16年度から続いたマイナス基調が、平成29年度にて、わずかではありますプラスに転じ、現在の排水量も、若干ではございますが、前年度を上回って推移しております。

次に、歳出でございますが、前年度と比較しますと1,988万円余、率にしまして3.4%の増となっております。これは、施設維持改良費及び積立金は減少しておりますが、総務管理費及び施設管理費が増加したことによるものでございます。

なお、全ての事業は、計画どおり執行することができました。今後も当地域の産業振興と生活環境の調和のため、施設の維持管理になお一層の努力をしまいる所存でございます。

次に、議第3号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,015万9,000円を追加し、6億6,015万9,000円とするものでございます。これは、歳入におきまして、平成29年度の決算確定に伴い、前年度繰越金の追加、また、歳出におきましては、調整予算として予備費に追加措置するものでございます。

次に、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、本案は、富士市職員の給与に関する条例が改正され、引用する規定が削除されたことに伴い、その引用を整理するものでございます。

議第5号でございますが、この案件は人事案件でございますので、後刻、上程されました際、改めてご説明いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上、上程案件につきまして、極めて主要点のみ申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます、私からの説明を終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（杉山 諭議員） 発言を終わります。

引き続きまして、副管理者から、本会議に説明のため出席しております職員の紹介があ

りますので、発言を許します。

○副管理者（仁藤 哲君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 副管理者。

○副管理者（仁藤 哲君） それでは、お手元に配付いたしてございますが、私から本定例会に説明員として出席いたしております職員の紹介を申し上げます。

まず、事務局から紹介させていただきます。

局長の渡辺孝。

○局長（渡辺 孝君） 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 参事兼施設課長の田中秋仁。

○参事兼施設課長（田中秋仁君） 田中です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 総務課長の高野新次。

○総務課長（高野新次君） 高野でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 次に、当管理組合の構成市の関係部長として、富士市から上下水道部長の山田教文。

○富士市上下水道部長（山田教文君） 山田です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 同じく産業経済部長の成宮和具。

○富士市産業経済部長（成宮和具君） 成宮です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 富士宮市から水道部長の惟村克巳。

○富士宮市水道部長（惟村克巳君） 惟村でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 私は副管理者の仁藤哲でございます。

以上で紹介を終わります。

○副議長（杉山 諭議員） 発言を終わります。

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

○副議長（杉山 諭議員） 日程第4 報第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

当局の報告を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） ただいま上程されました報第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第180条第1項の規定に

に基づき、専決処分を行った2件の損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定により報告するもので、2件は同一の交通事故によるものでございます。

議案書の5ページ及び6ページをごらんください。事故発生箇所の位置図と事故の詳細図を添付してございます。本件事故は、平成29年8月18日金曜日、午後2時10分ごろ、富士市依田橋地先の信号機のない交差点において、職員の運転する公用車が、国道139号線を南側へ横断するため、停止線にて一時停止し、左右確認を行ったものの、再度発進する際に、進行方向右側の確認を怠り、交差点に進入したために、優先道路である国道139号線を東進する相手方乗用車が、公用車運転席横側に衝突した交通事故でございます。このため、過失割合は、管理組合側が9割、相手側が1割となっております。

この事故による損害でございますが、物損としましては、公用車側は運転席側ドア等、相手方の車両はフロントバンパー等が損傷いたしました。人身につきましては、公用車側は運転職員及び同乗職員の2名、相手方車両におきましては、運転者及び同乗者の2名が負傷したものであります。相手方のけが等の状況でございますが、お2人とも腰に痛みがあるとのことで、整形外科と接骨院を受診しておられましたが、お2人とも無事回復され、同年12月1日をもって治療は終了したとの報告を受けております。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。こちらは専第1号として、相手方車両を運転されていた方への賠償及び和解金額等を記載してございます。相手方への賠償及び和解金額は136万6,433円で、次の4ページに詳細な負担割合を示しております。

なお、物損に係る賠償金は、全て全国市有物件災害共済会の共済金にて、また、人身に係る賠償金は、全て公用車が加入していた自賠償保険の保険金で賄っております。

続いて、8ページをお願いいたします。こちらは専第2号として、相手方車両に同乗されていた方への賠償及び和解金額等を記載してございます。相手方への賠償及び和解金額は75万2,910円で、次の9ページに詳細な負担割合を示してございます。

なお、全て人身に係る損害に対するもので、賠償金は全て公用車が加入していた自賠償保険の保険金で賄っております。

最後になりますが、このような交通事故が発生し、大変申しわけなく思っております。交通事故につきましては、当組合でも富士市と同様に交通KYTを実施し、職員の交通安全意識を高めるとともに、日常においても安全運転を心がけるよう指導しておりましたが、今後はさらなる注意喚起を行っていく所存です。

説明は以上です。

○副議長（杉山 諭議員） 当局の報告を終わります。

これから報第1号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

以上で報第1号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第5 認第1号平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について

○副議長(杉山 諭議員) 日程第5 認第1号平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について、当局の説明を求めます。

○局長(渡辺 孝君) 議長。

○副議長(杉山 諭議員) 局長。

○局長(渡辺 孝君) ただいま上程されました認第1号平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。平成29年度の歳入歳出決算は、歳入総額6億3,745万9,675円、歳出総額5億9,730万617円、歳入歳出差引残額4,015万9,058円でございます。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、表紙が薄緑色の事業報告書をあわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づき、歳入からご説明いたしますので、決算書の6ページ、7ページ、あわせて事業報告書の9ページから14ページをごらんください。

1款使用料及び手数料は、予算現額4億5,933万9,000円に対し、調定額、収入済額ともに4億6,358万2,336円となっております。なお、歳入総額に占める使用料及び手数料の割合は72.7%となっております。

そのうち1項1目1節使用料は、調定額、収入済額ともに4億6,334万1,747円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

また、補正ですが、使用料収入が当初見込みよりもふえていることから、1,500万円の増額補正を行っております。

次に、この使用料の算定基礎となる許可排水量及び実績排水量についてご説明いたしますので、事業報告書の15、16ページ、別表-3をごらんください。

まず、使用工場数ですが、前年度と同様86工場で、そのうち休止工場は10工場とな

っております。

基本料金の算定基礎となる許可排水量は、表の右上、太枠内に記載してありますように、日量111万8,835立方メートルで、前年度に比較して1万1,994立方メートルの減となっております。これは、年度中に4工場で6,064立方メートルの増量がありましたが、一方では4工場で1万8,058立方メートルの減量があったことによるものです。

また、従量料金の算定基礎となる実績排水量は、表の右下、太枠のAに記載してありますように、年間2億4,119万9,764立方メートルで、前年度に比較して412万683立方メートル、1.7%の増となっております。

なお、Bの4億6,334万1,747円は、基本料金と従量料金を合わせた年間使用料収入となり、前年度と比較して385万2,210円の増となっております。

決算書の6、7ページにお戻りください。2款財産収入ですが、1項財産運用収入1目利子及び配当金は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の運用に伴う利子収入で、予算現額5,624万1,000円に対し、調定額、収入済額はともに5,623万4,488円となっております。このうち岳南排水路基金における国債などの債券利子が5,621万5,692円、大口定期預金の運用利子によるものが1万8,796円でございます。

また、補正ですが、岳南排水路基金の債券の買いかえによる利子増などにより662万1,000円の増額を行っております。

次の3款繰入金は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金からの繰り入れで、予算現額7,498万9,000円に対し、調定額、収入済額はともに7,496万8,754円でございます。

補正ですが、使用料収入及び前年度繰越金が当初見込みより多いことから、1目岳南排水路基金において3,100万円の減額補正を行っております。

次の4款繰越金は、前年度の決算確定に伴い、3,230万6,000円の増額補正を行い、予算現額は4,230万6,000円、調定額、収入済額はともに4,230万6,373円となっております。

8、9ページをお願いいたします。5款諸収入ですが、2項雑入は、予算現額5万円に対し、調定額、収入済額はともに29万904円で、これは主として、保険事業に係る事務手数料でございます。

10、11ページをお願いいたします。歳出になります。

なお、事業報告書の17ページから22ページをあわせてごらんください。

まず、1款議会費ですが、予算現額31万5,000円に対し、支出済額は23万8,954円で、執行率は75.9%、7万6,046円が不用額となっております。内訳は、備考欄の報酬費19万6,000円及び事務局運営経費4万2,954円で、定例会2回の議会開催にかかる所要経費でございます。

次の2款総務費ですが、予算現額5億5,797万8,000円に対し、支出済額は5億3,082万7,175円で、執行率は95.1%、2,715万825円が不用額となっております。

このうち、1項1目一般管理費は、予算現額1億6,152万5,000円に対し、支出済額は1億6,052万3,544円で、執行率は99.4%、100万1,456円が不用額となっております。

内訳ですが、給与費は一般職12人にかかる人件費など1億2,728万7,838円で、歳出総額の21.3%を占めております。

また、人事管理費678万3,174円は、臨時職員の賃金、職員研修及び職員厚生費等の経費で、事務管理費881万5,032円は事務運営経費、そして財産管理費766万4,400円は、庁舎、車両及び用地管理にかかる所要経費でございます。

次の公租公課費997万3,100円は消費税となります。

補正につきましては、給与改定に伴う給与費の増、負担金率の改正等に伴う共済費の増などにより、661万7,000円の増額を行っております。

また、予備費からの流用ですが、平成28年度決算の確定により、消費税の不足額として公課費へ630万6,000円を充用しております。

次の12、13ページをお願いいたします。2項施設管理費ですが、1目排水管理費は、予算現額172万円に対し、支出済額は156万3,084円で、執行率90.9%、15万6,916円が不用額となっております。

備考欄をごらんください。水質調査費の35万8,745円は、各路線の水質調査にかかる経費で、次の硫化水素調査費120万4,339円は、管路施設保全のための硫化水素調査にかかる経費でございます。

続いて、2目下水道管理費は、予算現額5,140万1,000円に対し、支出済額は4,974万7,517円で、執行率は96.8%、不用額は165万3,483円となっております。

備考欄をごらんください。排水量管理費136万5,508円は、使用料金の算定根拠となる排水量の調査にかかる所要経費でございます。

次の下水道維持費4,838万2,009円は、管路施設の維持に要する経費で、維持補

修費は人孔整備工事など22件に1,971万9,600円を執行し、保守点検費は管内点検作業委託など13件に2,734万1,820円を執行しております。また、下水道管理事務費132万589円は、管理事務にかかる所要経費でございます。

次に、3目ポンプ場管理費は、予算現額3,736万7,000円に対し、支出済額は3,521万3,742円で、執行率は94.2%となり、215万3,258円が不用額となっております。

備考欄の維持補修費は、今泉ポンプ場場内の樹木管理等に64万9,080円を執行し、保守点検費は、ポンプ場運転管理業務委託等3件に3,147万2,323円を執行いたしました。ポンプ場管理事務費309万2,339円は、主として電気料及び工業用水使用料など主ポンプ運転にかかる経常的な経費となります。

次に、3項1目施設改良費は、予算現額3億596万5,000円に対し、支出済額は2億8,377万9,288円で、執行率は92.7%、不用額は2,218万5,712円となっております。この科目は、施設の維持保全対策のための改良事業に要する経費で、歳出総額の47.5%を占めております。

備考欄をごらんください。管渠施設費のうち保全対策事業費では、管渠改築実施設計などの業務委託4件と、管更生などの工事13件に2億1,016万1,520円を執行いたしました。

また、管渠施設事務費は、管渠の施設改良における所要経費で121万9,340円を執行しております。

次のポンプ場施設費では、保全対策事業費として2号主ポンプ分解点検作業委託に7,236万円を執行いたしました。

14、15ページをお願いいたします。次に、3款公債費でございます。予算現額1万円ですが、年度中の資金計画が順調に推移したため、借り入れの必要がなく、未執行となっております。

続いて、4款諸支出金でございます。1項1目岳南排水路基金積立金は、予算現額6,122万4,000円に対し、支出済額は6,122万3,480円、執行率は99.9%、不用額は520円となっております。

内訳ですが、基金運用による利子収入5,622万3,480円と新たに500万円を積み立てたものです。

補正ですが、新たに500万円を積み増しし、債券買いかえによる利子の増分660万5,000円と大口定期預金の利子見込額6,000円を加え、1,161万1,000円を増額しております。

次の2目職員退職手当基金積立金は、予算現額501万7,000円に対し、支出済額は501万1,008円、不用額は5,992円でございます。

内訳ですが、基金運用による利子収入1万1,008円と、基金積立金500万円でございます。

補正ですが、大口定期預金利率の増による運用益金1万円の増額を行っております。

基金の年度末現在高でございますが、事業報告書の28ページ、別表-5をごらんください。岳南排水路基金の決算年度末現在高は、表の右太枠に記載してありますが、34億1,653万2,039円でございます。このうち、国債、政府保証債及び地方債等の購入金額は、ページ中段の基金預金状況の表中、下から2行目の右側に括弧書きで記載してございます額面総額33億円の債券を32億5,408万3,294円で購入しております。

また、2、職員退職手当基金でございますが、決算年度末現在高は4,959万6,812円でございます。

決算書の14、15ページにお戻りを願います。5款予備費でございますが、予算現額は838万3,000円で、同額が不用額となっております。

補正ですが、補正第1号で、予算調整のため3,230万6,000円を増額し、補正第2号では、岳南排水路基金への積み増し等のため2,761万7,000円を減額したことにより、差し引き468万9,000円の増額補正を行っております。

なお、予備費からの充用でございますが、平成28年度決算の確定により、消費税の不足額として公課費へ630万6,000円を充用しております。

次の16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は6億3,746万円、歳出総額は5億9,730万1,000円、歳入歳出差引額は4,015万9,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、同額が実質収支額でございます。

続いて17ページ、財産に関する調書をお願いいたします。1、公有財産、(1)土地及び建物において、財産台帳を精査しましたところ、天間地先において管路施設用地8.66平方メートルの二重計上が確認されたことから、地積8.66平方メートルを減じ、管路施設用地の決算年度末現在高を13,015.27平方メートルに訂正したものでございます。

次の19ページの下段、(2)物権につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

続いて、21、22ページです。2、物品でございます。取得価格1件30万円以上の

物品の年度中の増減はございませんでした。

23、24ページをお願いいたします。3の施設（管きよ）でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

25ページをお願いいたします。4の基金でございますが、岳南排水路基金は、先ほどご説明をいたしましたとおり、年度中1,122万3,480円の増額となり、年度末の現在高は34億1,653万2,039円となりました。職員退職手当基金は、年度中、1,995万7,746円の減額となり、年度末の現在高は4,959万6,812円でございます。

以上、認第1号平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします、説明を終わらせていただきます。

○副議長（杉山 諭議員） 当局の説明を終わります。

次に、監査の結果について、山田監査委員の報告を求めます。

○監査委員（山田充彦君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 山田監査委員。

○監査委員（山田充彦君） ご指名がありましたので、平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査結果についてご報告申し上げます。

審査は平成30年8月2日に実施いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況及び会計書類が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか確認するとともに、決算数値の照合を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して審査を行いました。その結果、決算書及び附属関係書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であり、事務事業の執行も所期の目的に沿ったものと認められました。

これらの審査結果につきましては、お手元に配付いたしてあります平成29年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書にお示ししてありますので、ご参照くださるようお願いいたします。決算数値の詳細につきましては、先ほど事務局より説明がありましたので、私からは省略させていただきます。

使用工場の多くを取り巻く紙産業の状況でございますが、人口減少や電子化などの影響により、依然として厳しい経営環境に置かれているものの、生活必需品である衛生用紙や通販用途などの段ボール原紙は堅調に推移しており、使用料収入の基礎となる実績排水量年度累計におきましても、平成16年度から続いたマイナス基調が、平成29年度は、わ

ずかではありますが、プラスに転じています。

また、富士市におきましては、研究開発用CNF製造設備整備費補助金を平成30年度に創設するなど、CNFを軸とする新産業創出に向けた施策が展開されており、地域産業の活性化に向けた取り組みが進められております。

こうした中、岳南排水路施設の多くが耐用年数を迎えるに当たって、延命化及び耐震化事業に多額の経費を要することから、今後も、財源不足を基金の取り崩しにより補うという厳しい財政状況は続くものと思われまます。そのため、引き続きコスト意識を持ち、歳出の経費の節減に努め、限られた財源の中で健全な事業執行を図ると同時に、将来を見据えた管理運営に努められることを要望いたします。

以上をもちまして、平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査の報告といたします。

○副議長（杉山 諭議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。

これから採決に入ります。

認第1号平成29年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第6 議第3号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算
について（第1号）

○副議長（杉山 諭議員） 日程第6 議第3号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） ただいま上程されました議第3号平成30年度岳南排水路管理組

合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,015万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,015万9,000円とするものでございます。

先ほど管理者から総括説明がありましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。

議案書の18、19ページをお願いいたします。2、歳入でございます。4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴い、補正前の額1,000万円に3,015万9,000円を増額し、4,015万9,000円とするものでございます。

続きまして、3、歳出でございますが、5款1項1目予備費は、補正前の額500万円に3,015万9,000円を増額し、3,515万9,000円とするものでございます。これは年度の途中でありますので、調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第3号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（杉山 諭議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第3号平成30年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○副議長（杉山 諭議員） 日程第7 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） それでは、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書の20ページから21ページ、あわせて、黄色の表紙、議案参考資料の1ページから2ページをごらんください。

本案は、岳南排水路管理組合職員の給与に関する条例第3条の規定により、その例によることとされる富士市職員の給与に関する条例附則第12項が削除され、特定職員の給料等1.5%の減額措置が平成30年3月31日をもって廃止となったことに伴い、この附則第12項を引用し、当該減額措置を受ける職員が介護休暇を取得した際の給与減額について規定する本条例附則第9項を削除するものです。

なお、引用元の規定は既に削除されておりますので、職員への影響が生じることはありません。

附則ですが、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上で議第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（杉山 諭議員） 当局の説明を終わります。

これから議第4号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第5号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

○副議長（杉山 諭議員） 日程第8 議第5号岳南排水路管理組合監査委員の選任につ

き同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番小松快造議員の退席を求めます。

(5番 小松快造議員 退席)

本案について、管理者の説明を求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○副議長（杉山 諭議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） 議第5号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご同意を賜りたい監査委員は、議会議員のうちから選出される委員でございます。

先般、管理組合議会議員の任期満了に伴い、同時に議員のうちから選出される監査委員が欠員となっております。これによりまして、組合同約第11条第2項の規定により、後任委員を選任したく、ご同意を得ようとするものであります。

ご提案申しあげました富士宮市北山2299番地の5、小松快造氏でございますが、これまで富士宮市議会産業都市委員会委員長、決算審査特別委員会委員長、予算審査特別委員会副委員長などの要職を歴任、前監査委員であり、人格高潔にして、地方自治はもとより、財務管理、行政運営にも精通されております。本委員として適任であると認められますので、何とぞご同意を賜りますよう議員各位にお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上であります。

○副議長（杉山 諭議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第5号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり同意されました。

5番小松快造議員の入場を求めます。

(5番 小松快造議員 入場)

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時5分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成30年12月4日

臨時議長

小山 忠之

議長

松本 貞彦

副議長

杉山 諭

会議録署名議員

前島 貞一

会議録署名議員

小松 快造
